

めざそう 20,000人  
5月末組合員数17,156人に  
未加入の仲間をご紹介ください

# 建設労働者

三重県建設労働組合機関紙

発行  
三重県建設労働組合  
三重県津市島崎町548  
電話〈059〉224-1001  
http://www.miekenro.or.jp/  
発行責任者 水谷慎二

# 鈴木知事に諸要求実現を求める



交渉には五役が参加。私たちの諸要求への理解と対応を求める

三重建労は、6月11日、  
鈴木知事への要請行動を  
実施。仲間の厳しい状況  
を訴えながら、住宅リ  
フォーム制度の創設や公  
契約条例の制定、耐震補  
助制度の拡充、中小零細  
事業者への支援措置など、  
諸要求について理解と対  
応を求めていました。

交渉では、建設労働者の  
置かれている厳しい現況を  
訴えながら、「住宅リフォー  
ム制度の創設」「公契約条例  
の制定」「特定健診に対する  
助成措置の継続と拡充」「耐  
震補助制度の拡充」「応急仮  
設木造住宅建設の災害協定  
の締結」「中小零細事業者へ  
の金融支援」など、建設労  
働者の生命とくらしを守る  
ための諸施策の実現につい  
て求めました。

鈴木知事は、冒頭、県が  
議員の同席のもと、三重建  
労からは五役が出席しま  
した。また三重県からは県土  
整備部や健康福祉部など、  
関係部局の代表も出席しま  
した。  
交渉では、建設労働者の  
置かれている厳しい現況を  
訴えながら、「住宅リフォー  
ム制度の創設」「公契約条例  
の制定」「特定健診に対する  
助成措置の継続と拡充」「耐  
震補助制度の拡充」「応急仮  
設木造住宅建設の災害協定  
の締結」「中小零細事業者へ  
の金融支援」など、建設労  
働者の生命とくらしを守る  
ための諸施策の実現につい  
て求めました。

交渉には五役が参加。私たちの諸要求への理解と対応を求める

三重建労は、冒頭、県が  
議員の同席のもと、三重建  
労からは五役が出席しま  
した。また三重県からは県土  
整備部や健康福祉部など、  
関係部局の代表も出席しま  
した。  
交渉では、建設労働者の  
置かれている厳しい現況を  
訴えながら、「住宅リフォー  
ム制度の創設」「公契約条例  
の制定」「特定健診に対する  
助成措置の継続と拡充」「耐  
震補助制度の拡充」「応急仮  
設木造住宅建設の災害協定  
の締結」「中小零細事業者へ  
の金融支援」など、建設労  
働者の生命とくらしを守る  
ための諸施策の実現につい  
て求めました。

三重建労は、冒頭、県が  
議員の同席のもと、三重建  
労からは五役が出席しま  
した。また三重県からは県土  
整備部や健康福祉部など、  
関係部局の代表も出席しま  
した。  
交渉では、建設労働者の  
置かれている厳しい現況を  
訴えながら、「住宅リフォー  
ム制度の創設」「公契約条例  
の制定」「特定健診に対する  
助成措置の継続と拡充」「耐  
震補助制度の拡充」「応急仮  
設木造住宅建設の災害協定  
の締結」「中小零細事業者へ  
の金融支援」など、建設労  
働者の生命とくらしを守る  
ための諸施策の実現につい  
て求めました。



三重県議会で公契約条例の必要性を訴える  
(新政みえ・藤田県議)

三重県議会で公契約条例の必要性を訴える  
(新政みえ・藤田県議)

三重県議会で公契約条例の制定を求める  
意見書は、三重県議会議員会議で採択され  
ています。

三重県議会で公契約条例の制定を求める  
意見書は、三重県議会議員会議で採択され  
ています。

三重県議会で公契約条例の制定を求める  
意見書は、三重県議会議員会議で採択され  
ています。

三重県議会で公契約条例の制定を求める  
意見書は、三重県議会議員会議で採択され  
ています。

## 公契約条例の制定を 運動は全国へ 県議会で一般質問も



先進自治体の視察訪問（川崎市）

# 仲間の生命とくらしを守る施策実現を

## 知事への要請項目(抜き)

- 地元建設業者を守るために、耐震補強補助と切り離して、単独での「住宅リフォーム助成制度」を創設してください。
- 公契約条例の制定について検討してください。
- 国保組合が行う特定健診・保健指導に対して、引き続き支援をいただいくとともに、助成の拡充を検討してください。
- 耐震化補助制度の対象条件緩和と制度拡充を図ってください。
- 応急仮設木造住宅の建設等を目的とした災害時協定を、全建総連等が設立した（一社）全国木造建設事業協会と締結してください。
- 地域経済の活性化、基幹産業である建設業の発展のため、低利な事業融資など、事業者に対する金融支援策を講じてください。

平成26年4月1日より導入

## みえ森と緑の県民税

## 個人 平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
  - 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方
- 税額(年)：1,000円

※次の方には課税されません。  
 ■生活保護法の規定による生活扶助を受けている方  
 ■障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方  
 ■前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

## 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等
- 税額(年)：均等割額の10%相当額

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超、50億円以下	54,000円
1億円超、10億円以下	13,000円
1千万円超、1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

森林は、土砂災害の防止、水源のかん養など、生活に欠かすことのできない大切な役割を持っていますが、近年、山村地域の過疎化等により、手入れが不足した荒廃森林が増えています。

三重県では、台風等の災害の発生リスクが高まる中で、県民の生命・財産を守る「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めると、その目的のもと、その財源

確保のため、「みえ森と緑の県民税」の導入を決定しました。この税は、平成26年度分から課税(平成26年4月1日開始)されることになり、税額は個人の場合は「年額1,000円」。県民税均等割に上乗せされる形で徴収されます。個人県民税を納める方が対象となるので、所得がない未成年者や所得が一定の金額以下となる方は非課税となります。

詳しくは、三重県農林水産部みどり共生推進課  
電話：059-224-12513)にお問い合わせください。

## 発行されるポイント数

(1ポイント1円相当)

- 木造住宅1棟あたり…30万ポイント
- 内装・外装木質化1棟あたり…上限30万ポイント

内 装 部	床	新築	9m <sup>2</sup> 2.1万ポイント 以降3m増えるごとに7千ポイントを加算
		リフォーム	9m <sup>2</sup> 3万ポイント 以降3m増えるごとに1万ポイントを加算
内装 部	内装	新築	9m <sup>2</sup> 1.5万ポイント 以降3m増えるごとに5千ポイントを加算
		リフォーム	9m <sup>2</sup> 2.1万ポイント 以降3m増えるごとに7千ポイントを加算
外 装 部	外壁	木質系 外壁材	10m <sup>2</sup> 1.5万ポイント 以降10m増えるごとに1.5万ポイントを加算
		新規 外壁材	10m <sup>2</sup> 7千ポイント 以降10m増えるごとに7千ポイントを加算

## 木材利用ポイント

## 7月から受付業務スタート

詳しくは事務局ホームページでご確認を

林野庁が実施する「木材利用ポイント」事業の受付業務が、いよいよ7月から

支部も登録されました。三重県では33の窓口が設けられるこ

とが決定し、三重建勞の各支部も登録されました。

ポイントの対象となるのは、①木造住宅、②内装・

外装木質化、③木材製品お

等で、それぞれに細かな対

象条件が定められています。

付与されるポイント数、

木造住宅の場合で1棟30万

ポイント。内装・外装木質化では、木質化の行われた面積により付与されるポイ

ントが定められています。工

事の施工業者は、各県に設置された協議会が認定・登録した「住宅施工業者」でなければならぬとされていますが、三重原協議会はすでに900を超える業者から登録申請があり、審査後に認定される予定です。

この制度は、国の体制作なりの遅れからこれまで不明点が多くありました。受付窓口のスタートに合わせ、詳細が明らかとなっていました。先述の受付窓口や住宅施工業者の情報をはじめ、制度の概要や諸手続き、必要書類など、「木材利用ポイント」に詳細が掲載されています。新情報も随時アップされていきます。

また、この制度では、工

事の施工業者は、各県に設置された協議会が認定・登録した「住宅施工業者」でなければならぬとされていますが、三重原協議会はすでに900を超える業者から登録申請があり、審査後に認定される予定です。



